

# 三島市自治会連合会備品貸出に関する規定

令和5年12月12日制定

(目的)

**第1条** この規定は、三島市自治会連合会が所有する備品の貸出しに関する基本的事項を定めることにより、三島市自治会連合会に所属する自治会・町内会の円滑な活動に資することを目的とする。

(貸出備品)

**第2条** 貸出しを行う備品は、三島市自治会連合会が保管する備品のうち別表のとおりとする。

(貸出対象)

**第3条** 地区連合会及び三島市自治会連合会に所属する自治会・町内会に対し貸与する。

(貸出制限)

**第4条** 次に該当する場合は貸出を認めないこととする。

- (1) 営利を目的とするとき、または、それを援助するとき。
- (2) 他への転貸を目的とするとき。
- (3) その他この規定に反するとき。

(使用方法)

**第5条** 貸出を希望する自治会・町内会は、使用日の6ヶ月前の月から使用日まで三島市自治会連合会備品使用申請書に必要事項を記載し、自治会連合会長に提出しなければならない。

(使用期間)

**第6条** 貸出期間は、7日以内を原則とする。返納が遅れる場合は、事前に貸出事務局の承認を得ること。

(使用料)

**第7条** 借受者の過失により機器材を破損・紛失等した場合には、速やかに貸出事務局にその旨を連絡すること。

なお、機器材の修理、補修等にかかる費用は、借受者がその実費を弁済するものとする。連絡や報告なく返送された場合は、以後の貸出を制限することとする。

別表（第2条関係）

| No | 貸出備品     | 型                   | 数量 | 備考                                       |
|----|----------|---------------------|----|--|
| 1  | プロジェクター  | EB-1785W (EPSON)    | 1  | ミニD-Sub15pinRGBケーブル(1.8m)<br>USBケーブル(3m) |
| 2  | スクリーン    | PRS-Y80HD (サンワサプライ) | 1  | 80インチ、床置き式                               |
| 3  | ワイヤレスアンプ | WA-2800CD (TOA)     | 1  | マイク2本                                    |
| 4  | モバイルルーター | FS040W (富士ソフト)      | 1  | 同時接続数15台                                 |